

## 香川医療生協 医学生・歯学生奨学金貸与規程

### (目的)

#### 第1条

香川医療生活協同組合（以下、当生協という）は、ひろく民主的医療活動を発展させるため、医師・歯科医師の後継者育成のために、この制度をもうける。この規程は臨床研修後、当生協において業務に従事しようとの意思をもつ要望にこたえ、奨学金の貸付を行うことを目的とする。

### (受給対象者)

#### 第2条

この規程による奨学金の貸付対象者は次の通りとする。  
臨床研修後、当生協の職員となることを条件として医・歯学部で教育を受け、業務に必要な資格を取得する者。

### (申請手続方法とその可否)

#### 第3条

奨学金の貸与を希望する者は、事前審査を経たのち別に定める奨学金申請書類（別掲1）を提出して申請を行なう。理事会が奨学金貸与の可否を決定する。

### (奨学生の任務)

#### 第4条

奨学生は全日本民医連綱領にもとづき、国民の生命と健康を守る医師・歯科医師となるべく、医学・医療の勉学に励み、また民医連・医療生協の諸活動に参加し、患者の立場にたった医療活動を実践的に学ぶことに努める。

奨学生は、転居や保証人の変更など契約条項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

### (奨学金支給細目)

#### 第5条

##### (奨学金)

奨学金を希望により、一般奨学金又は特別奨学金を支給する。（支給額は別掲2参照）

##### (特別貸付金)

上記に定める奨学金の額を超えて生活資金などを必要とするときは、一定額を特別に貸し付けることができる。（以下、特別貸付金という）（貸付金額は別掲3参照）

### (奨学金の返済)

#### 第6条

奨学金の返済については、臨床研修後に一般奨学金は、奨学金受給期間と同一期間を正常に勤務した場合は奨学金総額の返済を免除する。特別奨学金は、奨学金受給期間の1.5倍の期間を正常に勤務した場合は奨学金総額の返済を免除する。返済を免除する奨学金の金額については源泉徴収をおこなう。

ア) 奨学金返済免除の期間は、初期研修を当生協および当生協が指定する基幹型臨床研修病院で行った場合の初期研修期間（24ヶ月を限度）を含むものとする。ただし、初期研修期間（24ヶ月を限度）中に退職した場合は、返済免除期間に含まないものとする。

イ) 例外として、香川民医連理事会が認めた基幹型臨床研修病院で研修を終え、ただちに奨学金貸付を受けている事業所に医師として就職する意思表示があった場合、当法人理事会が承認の上、（別掲4）の要領にて免除される。

- (1) 奨学生が養成機関を卒業し、臨床研修後ひきつづき勤務しない場合には、ただちに貸付金の全額を一括返済しなければならない。また、同一期間を正常に勤務できず退職した場合も、勤務1ヵ月（16日以後を1ヵ月という）を単位として減額した額を一括返済しなければならない。なお、6ヶ月以上を要する疾病・負傷により、勤務が困難であると認められる期間、産前産後休暇または育児休業を取得した期間は勤務とはしない。また、やむを得ない理由で一括返済が出来ない時は、1年以内で分割返済することもできる。
- (2) 国家試験に失敗した場合、1年間の返済猶予期間を与える。猶予期間中の勤務は、奨学金返済免除の期間には算定しないものとする。
- (3) 奨学生が途中で資格の取得を中断した場合も(1)項に準ずる。貸付金の全額返済をしなければならない。
- (4) 奨学生に本規程の趣旨に著しく違反する行為がある場合、理事会は貸付金の中止、一括返済等の処置をすることができる。
- (5) 以上の返済金は貸付金総額に別に定められた年利率の金額を加算したものとする。  
(年利率は別掲5参照)

#### **(特別貸付金の返済)**

#### **第7条**

特別貸付金は臨床研修後、一括または貸付期間と同一期間内の分割により返済しなければならない。なお、臨床研修後の貸付金利は(別掲5)を参照。ただし、奨学生が途中で資格の取得を中断した場合は直ちに一括返済をしなければならない。

#### **(規程の改廃)**

#### **第8条**

この規程の改廃は、理事会がおこなう。

(付則)

施行日 2004年1月31日より実施（2004年1月24日理事会）

ただし、現受給者への遡及については、本人の合意のもとに実行する。

2008年7月26日改正 第5条(1)の税務上の処理について(3)返済免除期間の算定について  
2008年8月1日施行

なお、返済免除は、月々の給与において所得に上乗せをおこなうこととする。ただし、現職員と奨学生については移行期間として別途定める方法で処理する。

2009年10月31日理事会改訂 特別貸付金制度を設けた。

2011年2月26日理事会改訂 6条6項の年利率の変更。

2014 年 7 月 26 日理事会改訂 これまでの奨学金を一般奨学金とし、新たに特別奨学金を設けた。

2015 年 8 月 22 日 8 条を 3 条に合わせて申請手続方法とその可否を記載した。4 条の奨学生の任務に、契約条項変更時には届け出なければならないことを追記した。6 条の返済免除期間に、初期研修期間中の免除取り扱いに関することを追記した。その他誤字を修正した。

(別掲 1)

<奨学金申請必要書類>

①奨学金受給申請書 (履歴書・申請理由・誓約書)

第一保証人の氏名・住所・捺印、第二保証人の氏名・住所・捺印

(第二保証人は当該学生と世帯を別とする者とする)

②第一保証人の印鑑証明書

③契約書 (希望の奨学金コースを記載する)

※保証人は、定期的収入がある者とする。

(別掲 2)

奨学金

支給額(月額) 一般奨学金 1～2年生 5万円

3～4年生 6万円

5～6年生 7万円

特別奨学金 1～6年生 12万円

(別掲 3)

特別貸付金

Aコース → 奨学生に対して奨学金とは別に毎月6万円を貸し付ける。

Bコース → 奨学生に対して奨学金とは別に上限300万円まで貸し付ける。

(別掲 4)

イ) の場合、初期研修期間中を除いて当事業所での就労期間に応じて奨学金を免除する。ただし、初期研修期間中の償還は猶予する。なお、上記「香川民医連理事会が認めた基幹型臨床研修病院」とは、大学入学の条件などで初期研修先を指定されている場合に限るものである。

(別掲 5)

奨学金および特別貸付金返済の年利率は3%とする。